

横浜市ダンススポーツ連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、横浜市ダンススポーツ連盟と称する。

2) 本連盟の英文名を「Yokohama DanceSport Federation」とする。

3) 本連盟の略称を「JDSFヨコハマ」及び「JDSF横浜」とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、横浜市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の心身の健全な発展ならびに社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) オリンピック、及び国体につながるスポーツ、及び生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興

(2) ダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興

(3) JDSF公認又は承認等の競技会の開催及び支援

(4) 神奈川県ダンススポーツ連盟（以下県連と呼称）が行う事業への協力

(5) 各区ダンススポーツ連盟等が行う事業への協力

(6) 横浜市スポーツ協会への関連事業の推進

(7) 本連盟所属のJDSF会員及び選手等の登録管理

(8) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦の為の交流会等の開催

(9) その他、本県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

(加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、横浜市内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル、各区スポーツ協会に加盟している各区のダンススポーツ連盟、及び横浜市ダンススポーツ連盟が認めた団体とする。

(会員)

第6条 本連盟の会員は、前条のJDSF認定サークルに所属する個人、並びに各区のダンススポーツ連盟に所属する会員を持って構成する。

2) 会員は本連盟を通じて県連がJDSFへ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- 2) 前項第3号の除名は県連規約に従う。

(代議員)

第9条 本連盟は加盟サークルより1名、各区連盟等から1名の代議員を選出する。

(総会)

第10条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

- 2) 本連盟の総会の構成員は、代議員とする。
- 3) 1年に1回以上会長が招集する。
ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。
- 4) 加盟サークル代表者及び各区ダンススポーツ連盟の代表者と理事の過半数以上の要求があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 5) 総会の議決権は、構成員1名につき1個とする
- 6) 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。
- 7) 当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表明した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。
- 8) 総会は加盟サークル及び各区ダンススポーツ連盟の代議員の過半数の出席をもって成立する。
- 9) 総会の議決は、出席構成員の過半数によって決議する。
- 10) 総会の議長は出席構成員の互選で決める。

(総会に付議すべき事項)

第11条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 規約の改定
- (2) 会長・副会長及び監事の選任、
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) その他必要と認められた事項

(役員)

第12条 本連盟は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内

- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 1名
- (5) 専門部部長 専門部もしくは委員会毎に1名。
- (6) 理事

加盟サークルより1名、各区ダンススポーツ連盟からの1名とする。

ただし、理事会に届け出を行うことにより、1名増員することができる。

ジュニアサークルは理事会への参加を選択することができることとする。

会長・副会長は総会・その他の会議での議決権を持つ。その他必要に応じて理事ではない部長が理事会に参加することができる。ただし、当該部長には議決権はないものとする。

- (7) 監事 2名

2) 会長・副会長・事務局長・副事務局長は理事会で定めた他の類似団体の同等の役員は兼任できないものとする。

(役員を選出)

第13条 会長、副会長及び監事は、総会の決議によって選任する。

事務局長1名、会計1名は理事の互選とし、理事会で選定する。

(会長・副会長の職務)

第14条 会長は本連盟を代表し、総会・理事会を招集し、業務を総括する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、予め理事会が指名した順序でその職務を代行する。

3) 事務局長は、理事会の議決に基づき事務を処理する。

4) 理事は、理事会を組織して業務の執行を決議し、実行する。

(監事の職務)

第15条 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。

2) 監事は本連盟のすべての会議に出席することができる。

(役員任期)

第16条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2) 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間は役員を解任されない。

3) 役員再任は妨げられない。ただし、会長の任期は、連続する場合は4年を超えてはならない。

(理事会)

第17条 本連盟は、執行機関として理事会をおく。

2) 理事会は、各サークル、及び各区ダンススポーツ連盟の理事をもって構成し、原則として、毎月開催し、会長が招集する。議長は副会長・事務局が行う。

3) 理事会の議決権は、理事1名につき1個とする。

(議事録及び会計報告)

第18条 本連盟の総会・理事会の議事録を作成し3年間保存する。

2) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を神奈川県ダンススポーツ連盟に報告する。

3) 臨時総会を開催した場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を神奈川県ダンススポーツ連盟に報告する。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(名誉役員)

第20条 本連盟に名誉会長1名、顧問及び相談役を各若干名おく事ができる。選任は理事会の決議を経て会長が委託する。

(規約改定の議決)

第21条 本規約の改定を行う場合は、第10条にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得る。

(解散もしくは県連からの脱退)

第22条 本連盟の解散又は神奈川県ダンススポーツ連盟からの脱退を行う場合は、総会にて出席構成員の4分の3以上の賛成を得る。次の第1号の手続きを経るものとする

2) 神奈川県ダンススポーツ連盟の承認

3) 本会が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

付則

本連盟の

発足日：平成2年4月1日

この規約は、平成23年4月18日より施行する。

規約制定：平成13年1月1日

規約改定：平成16年6月6日

規約改定：平成19年5月28日

規約改定：平成20年4月12日

規約改定：平成21年4月20日

規約改定：平成22年4月26日

規約改定：平成23年4月18日

規約改定：平成24年4月16日

規約改定：令和3年4月19日総会構成員を代議員に改定

規約改定：令和5年4月17日理事数の改定